

審査基準整理票

処分名	第3子以降の学校給食費免除		
根拠法令名	大津市学校給食に係る条例	(条項) 条例第6条	
基準法令名	大津市学校給食費の管理に関する規則	(条項) 規則第4条	
所管部署	教育委員会事務局学校給食課収納グループ		
標準処理期間	30日 ※	法定処理期間	無

※年度当初の申請に係る審査については、要件の確認に時間を要する場合があるため、標準処理期間である30日を超える場合がある。

- 【審査基準】
- ・文書の名称【大津市第3子以降学校給食費免除要領】
 - ・掲載図書等【】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

大津市第3子以降の生徒に係る学校給食費の免除に係る要領
(免除の対象となる保護者)

第2条 市長は、市立中学校に通学する生徒の保護者であつて、次のいずれにも該当するものから申請があつたときは、学校給食費を免除することができる。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(当該者に係る保護者に扶養されている者を含み、中学校就学の始期に達するまでの者を除く。以下「22歳以下の生徒等」という。)を3人以上扶養していること。
- (2) 22歳以下の生徒等のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く者(以下「第3子以降の生徒」という。)が学校給食の提供を受けていること。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けていないこと。
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による就学援助で学校給食費に関するものを受けていないこと。
- (5) 納付すべき学校給食費に滞納がないこと。

(免除の対象となる学校給食費)

第3条 前条の規定による免除(以下「免除」という。)の対象となる学校給食費は、次条に定める免除期間における第3子以降の生徒に係る学校給食費とする。

(免除期間)

第4条 一の申請に係る免除の期間(以下「免除期間」という。)は、申請の受付日が属する月の翌月の1日(申請の受付日が各月の1日である場合は、同日)から当該年度の末

日までとする。ただし、申請の受付日が免除をしようとする年度（以下「免除対象年度」という。）の前年度の3月2日から免除対象年度の4月10日までである場合における免除期間は、4月の学校給食の開始日から免除対象年度の末日までとする。

【根拠法令】

大津市学校給食に係る条例
(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

【基準法令】

大津市学校給食費の管理に関する規則
(学校給食費の減免)

第4条 条例第6条の規定により学校給食費を減額し、又は免除する場合は、保護者が地震、風水害、火災その他の災害又は事故等により一時的に学校給食費を納付する資力を失ったと認められる場合その他市長が特に必要と認める場合とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。